

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2008～2011

課題番号：20243006

研究課題名（和文） 労働市場、法政策及び労働法の編成原理に関する研究

研究課題名（英文） Research on labor market, labor policy and the constructive principles of labor law

研究代表者

和田 肇 (WADA HAJIME)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30158703

研究成果の概要（和文）：

本研究は、1980年代以降、とりわけ1990年代以降を中心に労働市場や雇用、立法政策あるいは労働法の変化の足跡をフォローし、今後のあり方について新たな編成原理を探求することを目的として企画された。この4年間で、研究代表者、研究分担者および連携研究者による単著を4冊刊行している（和田肇『人権保障と労働法』2008年、唐津博『労働契約と就業規則の法理論』2010年、藤内和公『ドイツの従業員代表制と法』2010年、西谷敏・根本到編『労働契約と法』2011年）。その他、100本を超える雑誌論文を發表し、研究グループによる学会報告が5回、国際シンポが5回（日独が2回、日韓が3回）行われている。

とりわけ最終年度には、それまでの成果のまとめを中心に研究を遂行した。

(a) 労働者派遣法の体系的な研究を行い、2112年秋の書物の出版に向けて研究を積み重ねた。個別テーマは、労働者派遣法の制定・改正過程の分析、労働者派遣に関する判例・裁判例の分析、労働者派遣の基本問題の検討、比較法分析である。現段階で作業は約8割が終了した。

(b) 不当労働行為法上の使用者概念に関する最高裁判例が相次いで出されたこともあり、その検討を行った。これは、企業の組織変動・変更に伴う労働法の課題というテーマの一環をなしている。

(c) 労使関係の変化と労働法の課題というテーマに関わって、現在国会で議論されている国家公務員労働関係システムの変化に関する研究を行った。その成果は、労働法律旬報や法律時報において公表されている。特に後者は、この問題を網羅的・総合的に検討した数少ない研究の1つである。

以上を通じての理論的な成果としては、①労働法の規制緩和政策が労働市場や雇用にもたらした影響について検討し、新たなセーフティネットの構築の方向性を示し、②非典型雇用政策について、労働者派遣を中心としてではあるが、平等・社会的包摂という視点からの対策を検討し、③2007年制定の労働契約法の解釈問題と理論課題を明らかにし、④雇用平等法の新たな展開の道筋を付けた。当初予定していた研究について、相当程度の成果を出すことができた。

研究成果の概要（英文）：

This research was devised with the objective of mapping out transitions in the labour market, employment, legislative policy, and labour law since the 1980s (particularly

since the 1990s), as well as pursuing a new organisational principle for future development. During the last four years, the principal investigator, co-investigators, and research collaborators have published four books (Wada, Hajime, *The Guarantee of Human Rights and Labour Law* <in Japanese> (2008), Karatsu, Hiroshi, *The Legal Theory of Labour Contracts and Rules of Employment* <in Japanese> (2010), Tonai, Kazuhiro, *Germany's Employee Representation System and Law* <in Japanese> (2010), Nishitani, Satoshi and Itaru Nemoto, *Labour Contracts and Law* <in Japanese> (2011)). In addition, the research group has published over one hundred articles in journals, given five presentations at academic conferences, and held five international symposia (Japan-Germany, twice; Japan-South Korea, three times).

During the final year of the project the research group has focused, in particular, on the consolidation of research results achieved thus far:

(a) Systematic research has been conducted on the Worker Dispatch Law with a view to publication in autumn 2012. Individual topics of research comprise, 1) analysis of the enactment and amendment process pertaining to the Law, 2) analysis of cases and court precedents; 3) examination of fundamental problems inherent in the Law and; 4) analysis of comparative law. At this stage, approximately eighty percent of the work is complete.

(b) The succession of Supreme Court precedents concerning the legal concept of employer and unfair labour practices have been examined. This research corresponds to the theme of organisational change in enterprises and issues in labour law.

(c) In relation to the theme of shifting labour-management relations and issues in labour law, research has been conducted on changes in national public service labour relations, currently a topic of debate in the Diet. The results of this research have been made public in *Rodo Horitsu Junpo* and *Horitsu Jiho*. With respect to the latter journal, in particular, this article constitutes a rare case of the issue being tackled inclusively and comprehensively.

Theoretical results generated by the above research comprise, 1) an examination of the impact of labour law's deregulation policy on the labour market and employment, and a proposal as to the direction that the construction of a new safety-net could take; 2) with regard the non-regular employment policy, an investigation of countermeasures, albeit focused primarily on dispatch workers, from the perspective of equality and social inclusion; 3) a clarification of interpretative and theoretical problems evident in the Labour Contract Act of 2007 and; 4) the routing of new developments in the Equal Opportunity Act. With respect to the research plan that was initially set, significant results have been achieved.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	6,400,000	1,920,000	8,320,000
2009年度	6,100,000	1,830,000	7,930,000
2010年度	7,300,000	2,190,000	9,490,000
2011年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
総計	24,800,000	7,440,000	32,240,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：労働法

1. 研究開始当初の背景

本研究は、1980年代以降の労働市場や雇用、立法政策あるいは労働法の変化の足跡をフォローし、今後のこれらのあり方について新たな編成原理を探究することを目的とした。

国毎に若干の時間のずれはあるが、1980年代以降の先進国の労働市場や雇用、それに対応する国の政策のあり方は大きな変貌を遂げており、その影響を強く受けて労働法の立法内容や理論も大きく変化している。

企業（内部労働市場）の中で起こった現象は、終身雇用制や年功的処遇の見直し、雇用形態の多様化、そして雇用の外部化である。後二者は（外部）労働市場をも変容させている。雇用の外部化については、従来雇用労働と扱われていたものが、人件費の削減や雇用調整の便宜さを求めた労働力の外部化政策によって請負や委任で働く「契約労働」に変更され、このものが増大している。こうした者をどのように扱うかは、先進国の共通の課題となっているが、日本ではこの問題への立法上の対応が遅れている。企業労働の中でも典型雇用には属さない雇用、つまり派遣労働者、パートタイム労働者、有期雇用労働者等の非典型雇用が増大している。これらの増加は先進国に共通しているが、その中でも日本の増加は急で、その割合は先進国の中でも高

い部類に属する。ここでの労働法の問題は、非典型雇用に関する立法対応が十分ではない。

こうした動きは、経済のグローバルな展開における、市場の規制力に強く依拠したアメリカ・モデルの席卷であるともいえるが、その姿は国によってかなり異なっている。一方では、同じくアメリカ・モデルの影響を受けてはいるが、伝統的な社会国家の理念を維持しながら改革を進めているヨーロッパ・モデルが存在している。日本ではこうした現象が1990年代以降に顕著になり、それを通じて従来の労働法は大きく変容しているが、その立ち位置が未だ以て必ずしも定まっているとはいえない。つまり、伝統的に依拠してきたヨーロッパ・モデルと、市場の規制力を重視するアメリカ・モデルの間で方向性を模索している。

2. 研究の目的

こうした中で、企業の内外を含めた労働市場の変化、それと労働法政策の対応との関係、そして変容する労働法の姿を分析し、21世紀型の雇用のあり方や労働法政策の方向性を描くことが、日本でも喫緊の課題となっている。

3. 研究の方法

初年度（20年度）は、日本法に関する研究

課題の整理と次年度に計画しているヨーロッパ法調査の基礎研究を行った。全体での研究会を2回、各グループ毎での研究の打ち合わせおよび研究成果の公表を適宜公表した。

第2年度(21年度)は、ヨーロッパでの現地調査を含む外国法研究と具体的なテーマに即した日本法研究(各論研究)を実施した。後者については、文献研究を中心にしながらヒアリング調査や他の研究分野での知見を提供してもらい研究を遂行した。

第3年度(22年度)は、前年度の比較法研究のまとめを行った。研究成果の公表の一環として外国人研究者を招聘したシンポジウムを開催した。また、日本法について、前年度と同様に、文献研究を中心にしながらヒアリング調査や他の研究分野での知見を提供してもらい研究を行った。

最終年度(23年度)には、総論的研究として、日本法の各論研究とヨーロッパ法研究を踏まえた総括的な研究を行った。

4. 研究成果

前掲<研究成果の概要>を参照

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計100件)*研究代表者及び共同研究者のものに限定、全て査読なしです。

①和田肇、今なぜ雇用平等法を問題にするのか、日本労働法学会誌117号(2011年)3-14頁

②和田肇、労働法から見た過労死・過労自殺問題、学術の動向2010年10月号16-19頁

③和田肇、思想としての民法と労働法、法律時報82巻11号(2010年)4-11頁

④和田肇、安全(健康)配慮義務論の今日的な課題、日本労働研究雑誌601号(2010年)37-45頁

⑤和田肇、デンマークのフレキシキュリテ

ィ・システム、戒能通厚ほか編『法創造の比較法』(日本評論社・2010年)480-485頁

⑥和田肇、労働法におけるソフトロー・アプローチについて、戒能通厚ほか編『日本社会と法律学』(日本評論社・2009年)723-736頁

⑦和田肇、セーフティネットとしての雇用の保護、労働法律旬報1698号(2009年)6-18頁

⑧和田肇、雇用形態の多様化と労働法政策、法律時報80巻12号(2008年)4-10頁

⑨唐津博、就業規則と労働者の同意、法学セミナー671号(2010年)20-23頁

⑩唐津博、労働契約法における合意原則と就業規則法理の整序・試論、日本労働法学会誌115号(2010年)21-40頁

⑪唐津博、民法改正案(時効・受領強制・危険負担)と労働法学の課題、法律時報82巻11号(2010年)37-44頁

⑫唐津博、立法と現場—「派遣切り」と有期雇用の法ルール、法学セミナー545号(2009年)1-3頁

⑬唐津博、イギリスにおける新たな労働法パラダイム論—H. Collinsの労働法規制の目的・根拠・手法論、イギリス労働法研究会編『イギリス労働法の新展開』(成文堂、2009年)2-35頁

⑭唐津博、労働法パラダイム論の現況と労働法規制の多元性、労働法律旬報1700号(2009年)6-21頁

⑮根本到、有期雇用をめぐる法的課題—有期労働契約研究会報告書と最近の裁判例の焦点、労働法律旬報1735・36号(2011年)7-17頁

⑯根本到、デンマークにおける求職者の生活保障と就労支援制度、季刊労働法232(2011年)号54-64頁

⑰根本到、日本における「公正代表義務」論、

『労働法論叢』第19輯（韓国の労働法雑誌）
（2010年）105-119頁

⑱ Itaru Nemoto, Öffentlich-rechtliche und
privatrechtliche Wirkungen der
arbeitsrechtlichen Gesetzesvor-
schriften, Rolf Stürner (Hrsg), Die
Bedeutung der Rechtsdogmatik für die
Rechtsentwicklung』(Mohr Siebeck, 2010)
295-318頁

⑲ 根本到、韓国労働法の最近の動向について、戒能通厚・石田眞・上村達男編『法創造
の比較法学——先端的課題への挑戦』（日本
評論社、2010年）515-519頁

⑳ 根本到、ドイツにおける最低賃金規制の内
容と議論状況、日本労働研究雑誌 593号（2009
年）84-93頁

21 根本到、労働法規の私法的効力論の妥当性
——「労働市場法」論の問題点、法の科学 40
号（2009年）100-109頁

22 根本到、雇用危機化の解雇法理と退職をめ
ぐる法理、労働法律旬報 1697号（2009年）
16-33頁

〔学会発表〕（計8件）＊日本労働法学会の
ものに限定

I 第117回日本労働法学会（2009年5月
17日）・神戸大学

根本到・山川和義・山下昇、高齢者雇用安
定法をめぐる法的問題

盛誠吾・矢野昌浩・古川陽二、不当労働行
為の当事者

野川忍・萬井隆令・濱口桂一郎、偽装請負・
違法派遣と労働者供給

II 第120回日本労働法学会（2010年10月
17日）・中央大学

和田肇・長谷川聡・緒方桂子・山川和義・渡
辺賢、雇用平等法の新展開

III 第122回日本労働法学会（2011年10月
16日）・立教大学

村中孝史・久本憲夫・名古屋道功・皆川宏之・
木南直之・奥田香子、労使関係の変化と労働
組合法の課題

〔図書〕（計4件）
和田肇、人権保障と労働法、日本評論社、2008
年、総ページ数301頁
唐津博、労働契約と就業規則の法理、日本評
論社、2010年、総ページ数381頁
藤内和公、ドイツの従業員代表制と法、法律
文化社、2010年、総ページ数475頁
西谷敏・根本到編、労働契約と法、旬報社、
2011年、総ページ数341頁

〔その他〕
ホームページ
<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~wada/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田 肇 (WADA HAJIME)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30158703

(2) 研究分担者

唐津 博 (KARATSU HIROSHI)
南山大学・法務研究科・教授
研究者番号：40204656
(H21～H23・H20 病氣療養)

矢野 昌浩 (YANO MASAHIRO)
琉球大学・法文学部・教授
研究者番号：50253943

本久 洋一 (MOTOHISA YOUICHI)
國學院大學・法学部・教授
研究者番号：20257190

根本 到 (NEMOTO ITARU)
大阪市立大学・法学部・教授
研究者番号：60304135

(3) 連携研究者

萬井 隆令 (YOROI TAKANORI)
龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号：40066717

西谷 敏 (NISHITANI SATOSHI)
近畿大学・法務研究科・教授
研究者番号：70047314

脇田 滋 (WAKITA SHIGERU)
龍谷大学・法学部・教授
研究者番号：50128691

野田 進 (NODA SUSUMU)
九州大学・法学研究科・教授
研究者番号：90144419

藤内 和公 (TOUNAI KAZUHIRO)

岡山大学・人文社会科学研究科・教授
研究者番号：70155498
名古屋 道功 (NAKO MICHITAKA)
金沢大学・法務研究科・教授
研究者番号：80172568
古川 陽二 (FURUKAWA YOUJI)
大東文化大学・法学部・教授
研究者番号：10199432
中窪 裕也 (NAKAKUBO HIROYA)
一橋大学・国際企業戦略研究科・教授
研究者番号：90134436
米津 孝司 (YONEZU TAKASHI)
中央大学・法務研究科・教授
研究者番号：30275002
有田 謙司 (ARITA KENJI)
専修大学・法学部・教授
研究者番号：50232062
川口 美貴 (KAWAGUCHI MIKI)
関西大学・法務研究科・教授
研究者番号：30224752
奥田 香子 (OKUDA KAOKO)
京都府立大学・福祉社会学部・准教授
研究者番号：10249378
中内 哲 (NAKAUCHI SATOSHI)
熊本大学・法学部・教授
研究者番号：70295856
緒方 桂子 (OGATA KEIKO)
広島大学・法務研究科・准教授
研究者番号：70335834